資料１

総務常任委員会資料

12月定例会提出予定議案

条 例 ・ 事 件 決 議

令和８年11月16日

総　務　部
財　務　部
危機管理部

＜目次＞

１　使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　当せん金付証票の発売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３　消防防災ヘリコプターの処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

1　使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1　制定の理由

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部改正等により、電子情報処理組織を使用する方法により提出された報告書等について電磁的記録で受理することが可能となるとともに、当該電磁的記録の写しの交付の方法が定められたこと等を踏まえ、当該交付に係る手数料を新たに定める等所要の整備を行う。

2　制定の概要

(1) 政治資金規正法に関する手数料を、次のとおりとする（別表第４関係）。

名称	事務の区分		金額
(1) 少額領収書等の写しに係る写しの交付手数料	政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）に係る写しの交付	少額領収書等の写しに係る写しの交付を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）の規定により情報通信技術活用法に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行う方法	１の少額領収書等の写しに係る写しの交付につき200円に、少額領収書等の写し１枚ごとに10円を加えた額

(2) 収支報告書、政治資金監査報告書又は確認書の写しの交付手数料	政治資金規正法の規定に基づく収支報告書、政治資金監査報告書又は確認書（以下「収支報告書等」という。）の写しの交付	選挙管理委員会が受理した収支報告書等が文書である場合	収支報告書等に係るの写しの交付を情報通信技術活用法の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法	1の収支報告書等の写しの交付につき200円に、収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額
		選挙管理委員会が受理した収支報告書等が情報通信技術活用法の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された電磁的記録である場合	収支報告書等を用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円（両面に出力された用紙については、用紙1枚につき20円）
			収支報告書等を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法	1の収支報告書等の写しの交付につき200円

(2) 政党助成法に関する手数料を、次のとおりとする（別表第４関係）。

名称	事務の区分	文書の区別	交付の方法	金額
支部報告書等の写しの交付手数料	政党助成法の規定に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の写しの交付	選挙管理委員会が受理した支部報告書等が文書である場合	支部報告書等の写しの交付を情報通信技術活用法の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法	１の支部報告書等の写しの交付につき200円に、支部報告書等１枚ごとに10円を加えた額
		選挙管理委員会が受理した支部報告書等が情報通信技術活用法の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出された電磁的記録である場合	支部報告書等を用紙に出力したものの交付	用紙１枚につき10円（両面に出力された用紙については、用紙１枚につき20円）
			支部報告書等を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法	１の支部報告書等の写しの交付につき200円

３　施行期日

令和９年１月１日

２　当せん金付証票の発売

当せん金付証票（宝くじ）の令和９年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額　35,000,000千円

３　消防防災ヘリコプターの処分

消防防災ヘリコプターを、次のとおり処分しようとする。

１　処分しようとする物件の表示

機　　種　BK117C-2

数　　量　１機

主要性能　最大離陸重量　3,585kg

最大搭乗人員　11名

最大航続時間　３時間35分

最大航続距離　700km

２　処分予定価格

153,369,000円

３　処分の相手方

長崎県長崎市現川町1546番地

コトブキ・インターナショナル有限会社

代表取締役　小柳（こやなぎ）　義則（よしのり）